

背景

- 東電福島第一原発事故の被災者をはじめとする国民が抱える放射線による健康不安については、これまでも様々な取組を講じてきたが、
 - ①今般の被災者等の不安を十分に踏まえた情報発信としていたか(平易な用語の使用 等)
 - ②専門家等からの一方的な情報発信に偏り、不安を感じている被災者等との双方向のコミュニケーションが不足していなかったか
 - ③不安解消のためのコミュニケーションを行う人や場(拠点を含む)が十分に確保されていたか
 といった問題により、依然として不安を十分に解消できていない状況。
- 関係省庁等がこうした問題意識を共有した上で、必要となる施策の全体像を明らかにし、政府一丸となって健康不安対策の確実な実施に取り組むべく、アクションプランを策定。

重点施策

1. 関係者の連携、共通理解の醸成

【現状の課題】

- 政府部内、地方公共団体等との連携不足
- 適切な情報へのアクセスの困難性

【今後の取組】

- 健康不安対策調整会議等における連絡・調整
- 国と地方公共団体等の連絡会議における連絡・調整
- 放射線の健康影響等に関する情報(講演会や説明会等の開催情報を含む)を一元的に提供する場(ポータルサイト等)の設置・運営



2. 放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等

【現状の課題】

- 放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材、特に今般事故の被災者に身近な人材の役割が重要であるものの、その育成の取組が不足
- 放射線等による健康影響を受けやすい子どもを中心に、今般事故に伴う放射線による健康影響に関する正しい知識の普及させるための教育を一層推進する必要
- 安全な食品の供給等の観点から、生産・流通業者に対して、農林水産物等の放射性物質に関する情報等の伝達も有効

【今後の取組】

- 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する国の統一した基礎資料を作成し、これをもとに住民からの相談等へ適切に対応するべく、保健医療福祉関係者や教育関係者等の人材を育成
- より効果的な健康不安解消のため、子どもや保護者等の問題意識に即した参加型のプログラムを作成し、その活用を支援
- 生産・流通業者に対しても、統一した基礎資料をもとにした情報発信等



3. 放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化

【現状の課題】

- 今般事故の被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が未整備
- 放射線による健康不安対策等に関連する他の拠点との連携が弱い

【今後の取組】

- 福島県立医大に置かれている県民健康管理センターを今般事故に伴う放射線による健康不安対策の福島県における中心拠点と位置づけるとともに、同センターについて必要な人材を拡充等
- 放射線による健康不安対策等に関連する他機関との間の連携を強化



4. 国際的な連携強化

【現状の課題】

- 今般事故に伴う放射線による健康不安解消に向け、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要。

【今後の取組】

- 日ウクライナ協定等に基づくチェルノブイリ原発被災国との情報交換や研究協力等の協力関係の構築
- IAEA等の国際機関との協力関係の構築

- 関係省庁等における健康不安対策関連の予算や施策をとりまとめた上で公表
- 関係省庁等における各種取組について進捗状況を把握し、本アクションプランの取組が着実に実施されるよう点検
- 点検の結果や最新の科学的な知見等を踏まえ、本アクションプランについて、適宜更新を行う

1. 関係者の連携、共通理解の醸成

【アクションプランで提起された課題】

- 政府部内、地方公共団体等との連携不足
- 適切な情報へのアクセスの困難性

【平成24年度における関係府省庁の取組状況】

- 健康不安対策調整会議等を計5回開催し、関係府省庁等の取組の進捗状況について情報共有を行うとともに、必要な調整を行った。（環境省）

（※開催回数の内訳…調整会議：2回（平成24年4月20日，平成24年5月31日）
幹事会：3回（平成24年5月11日，平成24年5月30日，平成25年3月28日）

- 福島県及び県内市町村のアドバイザーを対象として、放射線の健康影響に関する意見交換会を開催。（環境省）

【平成25年度に関係府省庁が予定する施策／事業】

- 放射線の健康影響等に関する情報等を一元的に提供するポータルサイトを開設する。（環境省）

2. 放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等

【アクションプランで提起された課題】

- 放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材、特に今般事故の被災者に身近な人材の役割が重要であるものの、その育成の取組が不足
- 放射線等による健康影響を受けやすい子どもを中心に、今般事故に伴う放射線による健康影響に関する正しい知識の普及させるための教育を一層推進する必要
- 安全な食品の供給等の観点から、生産・流通業者に対して、農林水産物等の放射性物質に関する情報等の伝達も有効

【平成24年度における関係府省庁の取組状況】

- 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成を行っており、また、住民からの相談等へ適切に対応するべく、保健医療福祉関係者や教育関係者等の人材育成を実施。（環境省）
- より効果的な健康不安解消に資する住民参加型プログラムを開発するため、地方自治体にて少人数の車座集会を開催。（環境省）
- 各学校の児童生徒等を対象として、放射線に関する知識の習得のための取組を支援。（文部科学省）
- 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業として意見交換会や説明会を開催。
（内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、消費者庁）
- 放射性物質の調査結果を踏まえ、意見交換会で木材の安全性に関する情報発信を実施。（農林水産省）

【平成25年度に関係府省庁が予定する施策／事業】

- 平成25年度においても、関係府省庁にて平成24年度と概ね同様のリスクコミュニケーション事業を実施予定。

3. 放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化

【アクションプランで提起された課題】

- 今般事故の被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が未整備
- 放射線による健康不安対策等に関連する他の拠点との連携が弱い

【平成24年度における関係府省庁の取組状況】

- 放射線の健康不安を抱える国民からの問い合わせに対応するため、放射線被ばくの健康相談窓口を設置して電話相談を実施。（文部科学省、放射線医学総合研究所）
- 地方自治体が食品中の放射性物質に係る検査体制を整備するための検査機器の導入を支援。（内閣府原子力被災者生活支援チーム、厚生労働省、農林水産省）

【平成25年度に関係府省庁が予定する施策／事業】

- 福島県が、福島県立医科大学の県民健康管理センターに開設する放射線影響に関する心のケアの拠点において、人材育成や調査・研究を通じた支援を行い、放射線に対する県民の不安の解消を図る。（環境省）

4. 国際的な連携強化

【アクションプランで提起された課題】

- 今般事故に伴う放射線による健康不安解消に向け、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要。

【平成24年度における関係府省庁の取組状況】

- 福島原発事故の知見・教訓を国際社会と共有し、原子力安全の強化に関する国際社会の取組状況を議論するため、我が国と国際原子力機関(IAEA)の共催により福島閣僚会議を開催。(外務省)
- 平成24年5月にウクライナと、平成24年12月にはベラルーシとの間で原発事故後協力に関する二国間協定を締結し情報交換や研究協力等の協力関係を構築。(外務省)

【平成25年度に関係府省庁が予定する施策／事業】

- ウクライナ及びベラルーシの両国と締結した二国間協定に基づき、合同委員会やセミナー等を開催して、情報共有やプロジェクトの発掘等に取り組む。(外務省)
- 福島県とIAEAとの間の覚書に基づき、放射線モニタリング、除染、人の健康、並びに緊急事態の準備及び対応の分野で各種協力プロジェクトを実施する。(外務省)